

運送事業者等支援金

トラック(貨物)用

運送事業を営む事業者に対して、人材確保等の取組みへの支援金を交付します。

対象者 次に掲げる要件を全て満たしている事業者が対象です

- ・市内で貨物自動車（トラック）運送事業を営み、今後も事業継続の意思のある者
- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である者
- ・市税に滞納がない者
- ・暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係でない者

支援対象車両

市内の事業所において当該事業に利用するために所有する車両（緑ナンバーのみ）

※リース契約に基づき借用している車両も対象です

※被けん引自動車は対象外となります

交付額 次の表の支援対象車両数の区分に応じ、**交付額の欄に掲げる額**を交付します

基本額	支援対象車両数	加算額	交付額
10万円	50台以上	50万円	60万円
	40台～49台	40万円	50万円
	30台～39台	30万円	40万円
	20台～29台	20万円	30万円
	10台～19台	10万円	20万円
	10台未満	—	10万円

申請期限

令和6年7月31日（水） ※当日消印有効

申請方法・申請書類等 次の書類を申請窓口へ提出又は郵送してください

- 運送事業者等運転手確保支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 支援対象車両一覧（様式第3号）
- 支援対象車両の自動車検査証（車検証）の写し
- 貨物自動車運送事業に必要な許可を受けていることを証する書類の写し（運輸局の許可書等）
- 登記事項証明書又は開業届等の写し（市内に事業所があることが確認できるもの）

申請窓口・問い合わせ先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2

那須塩原市 商工観光課 商工係

電話番号 0287-62-7154

